

## 第20回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 日程第 1         | 会議録署名委員の指名について            |
| 日程第 2         | 会期の決定について                 |
| 日程第 3         | 携帯電話基地局の設置届けについて          |
| 日程第 4 報告第 48号 | 農地法第18条の規定による報告について       |
| 日程第 5 報告第 49号 | 農地法第3条の3第1項による届出について      |
| 日程第 6 議案第 63号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について       |
| 日程第 7 議案第 64号 | 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について |

議 長

前日の晴れから一転して、物凄い量の雪が降りまして、連日除雪に追われている状態でした。途中の高峰あたりも景色が変わった感じでしたが、今日の午後あたりからは、少し緩くなると予報ではあります。

北京オリンピックが終わったということで、日本選手の活躍に、一喜一憂しながら見ていたところではありますが、ロシアのドーピング疑惑から、今度は世界を震撼するような戦争に突入したような話になっているので、なかなか難しい国だと色々あった所でありました。

また、今月の15日に、小作料の改定で、職務代理始め土地部会長、農政部会長に出席して頂き、後での全員協議会で審議頂くわけですが、それぞれに各農家の代表にも出席して頂きましたが、なかなか大変な時期に来ていると、そろそろ改定して頂けないかとありますし、後で皆さんの意見を聞きながら、農業委員会としての小作料のしっかりした提示をしていきたいと思っている所でもありますので、よろしく願いいたします。

雪もだいたい終わりと思っているので、中津川もほぼ空しか見えない道路を通ってきたわけですが、こちらもかなり多いと思っている所でもありますので、もう少しで春ですので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第20回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、3番舟山平次委員、4番手塚房夫委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第48号「携帯電話基地局の設置届けについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

携帯電話基地局の設置届けについて、事業計画届出書がありましたので、ご報告致します。届出者は〇〇〇。申請地計画地の概要に記載されている大字広河原字松下308番2畑1筆 1360㎡のうち23.4㎡です。申請地は、飯豊町役場から南に約21km、〇〇〇宅に隣接する位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。事業計画について説明します。地上高14.9m、コンクリート柱にアンテナを設置する設備であり、23.4㎡を賃貸にて借用して設置いたします。設備の詳細は設計図を参考ください。工事予定時期については5月2日～9月1日を見込んでいます。なお、設置工事にかかる資材置場などの一時転用申請が今後提出されますので、あらためて農地法に基づく農地転用許可申請については、再度皆さまに審議していただきます。その際、地元農業委員と現地調査をさせていただきます。

ます。農地法施行規則第 29 条第 16 項の農林水産省で定める農地転用の制限の例外規定にある、認定電気通信業者が携帯電話基地局の設置するために農地を農地以外にする場合につきましては、許可を要しません。以上報告いたします。

議 長 報告でありますのでご了承ください。それでは日程第 4 報告第 4 9 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字中椿 3285	
	地目地積	田 1 筆で 1,000 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字開発 2980	
	地目地積	田 1 筆で 1,556 m <sup>2</sup>	

以上、報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 5 0 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので、報告いたします。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字下椿 3126-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 3 筆で 3,324 m <sup>2</sup>	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字下川原 1807-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 1 筆で 16,181 m <sup>2</sup>	

1 番の案件は相続によるものであり、あっせん等の希望はございません。2 番の案件も相続によるものであり、あっせん等の希望はございません。以上、報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 6 4 号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と

説明を求めます。

事務局

農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転2件、利用権設定4件、合計6件であります。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山二 4445	
	地目地積	田1筆で 826 m <sup>2</sup>	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字大旦一 6924 はじめ6筆	
	地目地積	田6筆で 11,989 m <sup>2</sup>	
3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字座間 3645-1 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で 11,940 m <sup>2</sup>	
4番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4170 はじめ5筆	
	地目地積	田5筆で 34,637 m <sup>2</sup>	
5番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字八幡 4100-1 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 1,420 m <sup>2</sup>	
6番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字中田 450 はじめ9筆	
	地目地積	田9筆で 16,842 m <sup>2</sup>	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

1番の案件ですが、〇〇〇は長年〇〇〇に作業委託をしております、〇〇〇も売りたいということで、〇〇〇の承諾を得て、値段も1月の委員会で確認した〇〇〇

の隣で、お互い納得しております。2番の案件ですが、〇〇〇も売りたい、前から〇〇〇さんに買ってもらう、両者納得していますし、値段も方も納得しております。なんら問題ないと思います。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 3番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は和牛の仲間同士だそうです。〇〇〇は高峰であるため、黒沢の圃場は農作業に不向きで、圃場の近くに住んでいる〇〇〇に耕作の依頼をされたということでもあります。〇〇〇はインターネットなどで、米を販売しているようです。海外を主に販売先に来年から取り組みたいと意欲的な農家であります。特に問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 4番の案件ですが、〇〇〇の農地、約3.4haと結構広い農地であります。ほとんど纏まっているので、条件としては良いと思っております。借受者の〇〇〇ですが、地区は違いますが、黒沢で地区の農地を借受ながら、現在一生懸命、稲作をやっている人です。再設定ということで、なんら問題なく、今後とも問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 5番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇の再設定でございます。借受の〇〇〇は皆さんがご存知の通り、推進委員を積極的にされている方でございますので、なんら問題ないと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議 長 それでは私から6番の案件について説明したいと思います。再設定であります。宇津沢の中心にある水田であります。現在も自分も傍で耕作していますが、適正な管理をしていますし、これからも同じく管理されと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案64号飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

飯豊農業振興地域整備計画の意見について、飯豊町長より協議依頼があったので意見を求めます。今回の変更につきましては、農用地利用計画の変更、農用地区域変更内容にありますとおり、農用地区域からの除外 1,771 m<sup>2</sup>であります。農用地区除外内訳にあるように、申請地は大字小白川字新屋敷 1714 番地、面積 3,575 m<sup>2</sup>の内 1,569 m<sup>2</sup>他 1 筆、合計 1,771 m<sup>2</sup>。除外の目的につきましては、資材置場、通路になります。土地の利用状況は登記簿、現況共に田、利用区分は農地、土地の利用規制はありません。土地改良事業との関係ですが、土地改良区域外でございます。申請地は飯豊町役場から南に約 2.5 km、〇〇〇南側の位置にある農地であり、10ha 以上の一団の農地区域に隣接する第 1 種農地に判断できます。事業計画者は飯豊町大字小白川 1788 番地 2、申請者〇〇〇。事業目的は資材置場及び通路の整備です。事業計画及び事業概要については、資材置場 1,226.11 m<sup>2</sup>、通路 545.84 m<sup>2</sup>、合計 1,771.95 m<sup>2</sup>の計画となります。工期は農地転用許可後から令和 4 年 4 月 31 日までの計画です。木材の倉庫、乾燥室ということで現在事業が進んでいる所の脇に資材置場、通路ということで、今回事業計画が上がってきた所です。当該土地を選定した理由及び経過は、申請者は製材業を営んでいるが、国内産木材の需要増に対応していくため、現在、倉庫建設、乾燥施設の整備を進めている所です。事業拡大により木材置場を確保していく必要があるために当該地が最適と判断しました。その他、個別規制法についてはございませんが、農地法に基づく農地転用許可申請があるので、再度、皆様に審議をして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。被害予想の有無については、近隣農地、農業用水路へ影響が極力ないよう関係機関と引き続き協議をしてまいります。土地改良事業については、国営造成白川土地改良施設整備事業と記載されていますが、既に決済が済んでいる農地であります。被害防除計画書を添付しております。盛土 0.3m、土留めによる法面の保護、近傍農地の日照や農業用排水施設には影響のないよう配慮してまいります。隣接する土地の耕作者からも同意を得ております。変更予定地選定の適否に関する市町村長の検討についてですが、農業振興地域整備計画第 13 条第 2 項に係る要件をみたしているかの判断についてですが、農業上効率的、土地改良施設等の機能など支障を及ぼすことは軽微であり、要件は満たしていると判断しており、農用地区域内の土地であるがやむを得ないと判断しております。以上、説明させて頂きみなさまのご意見を頂きたいと思っております。

議長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員

全員挙手

議 長 以上で本日の議案は全て終了いたしました。第20回飯豊町農業委員会総会を終  
了いたします。ご苦労様でした。

( 午前9時50分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年2月25日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 (3番) \_\_\_\_\_

署名委員 (4番) \_\_\_\_\_